

(令和4年5月19日提出)

令和4年5月議会臨時会議案

新 潟 市

令和4年5月議会臨時会議案

目 次

議案第40号	令和4年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第41号	令和4年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算	4
議案第42号	市長専決処分について	6

議案第40号

令和4年度新潟市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度新潟市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,352,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ395,802,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月19日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		72,019,880	3,352,000	75,371,880
	2 国庫補助金	18,272,935	3,352,000	21,624,935
歳 入	合 計	392,450,000	3,352,000	395,802,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		41,822,772	421,000	42,243,772
	1 総務管理費	36,334,813	11,000	36,345,813
	3 戸籍住民基本台帳費	762,138	410,000	1,172,138
3 民生費		124,045,262	2,414,800	126,460,062
	1 社会福祉費	10,510,419	2,064,800	12,575,219
	2 児童福祉費	45,551,882	350,000	45,901,882
7 商工費		11,086,371	249,900	11,336,271
	1 商業費	9,573,160	244,900	9,818,060
	2 工業費	1,513,211	5,000	1,518,211
10 教育費		57,032,046	266,300	57,298,346
	1 教育総務費	9,342,646	48,300	9,390,946
	2 小学校費	24,262,326	136,270	24,398,596
	3 中学校費	14,673,323	62,884	14,736,207
	4 高等学校費	1,552,271	6,148	1,558,419
	5 幼稚園費	497,704	1,550	499,254
	6 特別支援学校費	1,383,185	11,148	1,394,333
歳 出	合 計	392,450,000	3,352,000	395,802,000

議案第 4 1 号

令和 4 年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 4 年 5 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場収入		417,539	△ 21,900	395,639
	1 使用料	417,538	△ 21,900	395,638
3 繰入金		593,178	21,900	615,078
	1 他会計繰入金	549,342	21,900	571,242
歳 入	合 計	1,291,317		1,291,317

議案第 4 2 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

令和 4 年 5 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

記

（令和 3 年度分）

専決第 5 号 令和 3 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 5 号）専決処分書

（令和 4 年度分）

専決第 1 号 新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第 2 号 令和 4 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 1 号）専決処分書

専決第 5 号

令和 3 年度新潟市一般会計補正予算（第 15 号）専決処分書

令和 3 年度新潟市の一般会計補正予算（第 15 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

新潟市長 中原 八一

第1表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付	80,000
4 衛生費	2 清掃費	指定袋作製等事業	30,294

専決第 1 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 43 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

第 69 条の 2 第 1 項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第 69 条の 3 第 1 項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第 8 条の 2 第 3 項中「第 15 条第 16 項」を「第 15 条第 15 項」に改め、同条第 4 項中「第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 6 項中「第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 7 項中「第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 8 項中「第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 9 項中「第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 10 項中「第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 11 項中「第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 12 項中「第

15条第27項第3号ロ」を「15条第26項第3号ロ」に改め、同条第13項中「15条第27項第3号ハ」を「15条第26項第3号ハ」に改め、同条第14項中「15条第30項」を「15条第29項」に改め、同条第15項中「15条第34項」を「15条第33項」に改める。

附則第8条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第18条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第19条の3中「附則第18条第2項」を「附則第18条第1項、第2項」に改める。

附則第19条の4中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第33項、第34項、第37項、第39項若しくは第43項」を、「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第32項、第33項、第36項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新潟市市税条例（以下

「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決第 2 号

令和 4 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 1 号）専決処分書

（総則）

第 1 条 令和 4 年度新潟市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度新潟市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業費用	27,300,075	139,254	27,439,329
第 3 項 特別損失	10,000	139,254	149,254

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 4 月 1 1 日

新潟市長 中原 八一